

千公互第77号

令和5年3月27日

各 所 属 長  
関係市町村教育委員会教育長 様  
関係教育団体の長

一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会理事長

(公印省略)

一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会の規則改正に伴う補足説明について  
(通知)

令和5年2月6日の理事会で承認されたこのことについて、下記のとおり変更となりますので周知願います。

記

1 結婚祝金について

令和5年度から会員期間を通算して1回のみ給付とする。

令和5年4月1日以降の婚姻から対象とする。

2 予防接種補助金について

令和5年度から年度内1回の給付とする。

3 退職互助事業について

令和6年4月1日以降の退職者から新規加入を停止する。

裏面のお知らせを参照ください。

問合せ先

一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会

給付金担当 043-223-4119 井桁

退職互助事業担当 043-223-4120 小川

(一財) 千葉県公立学校教職員互助会員の皆様へ

# 退職互助事業の

## 新規会員募集停止のお知らせ

**令和6年4月1日以降の退職者は**

**退職互助事業に加入できません。**

退職日	～令和6年3月31日	令和6年4月1日～
退職互助事業	加入できます。 ※期日までに手続きをしてください。 加入資格は退職時50歳以上で退職の日までに1年以上互助会員であったもの。	加入できません。 募集停止のため
<参考> 再任用職員の互助事業	再任用職員として勤務しているときに加入できます。	

事業	事業内容
退職互助事業	医療費補助金・人間ドック利用補助金・福祉施設利用補助金・長寿記念品・会報の配付・各種あっせん 等
<参考> 再任用職員の互助事業	現職会員とほぼ同様の給付※ ※対象外となる事業 脳ドック補助金、長期会員慰労旅行助成、一般貸付・住宅貸付・看護休暇貸付、退職慰労金事業

○事業内容については、ホームページ等を参照してください。